



2022年国際ロータリー

# 規定審議会報告

【代表議員 刀根荘兵衛】  
【2022年6月21日】 Rotary 

1

## 本日の話題

- 審議会とは
- 2022年規定審議会の概要
- クラブに影響を与える主な結果
- 採択されなかった注目すべき制定案
- 標準ロータリークラブ定款の変更点
- 次年度へ向けてクラブがおこなうべき事
- 振り返り(日本と世界の違いを前提に)

2

## 審議会(規定審議会・決議審議会)

3

## 規定審議会の歴史

- 1910年: 全米ロータリークラブ連合会誕生  
16RC、1500人
- 1911年~ **代表議員が年次大会で審議**
- 1930年: ロータリー誕生25周年記念大会  
シカゴで開催 参加者 11,000名を超える。  
多数の立法案が提案され、大会5日間のうち、  
審議に3日間を要した  
クラブ数 3177 会員数 144,500名 59カ国
- 1932年: シアトル国際大会  
**規定審議会発足案**が提案される

4

## 規定審議会の歴史

- 1933年: **規定審議会創設**され、毎年の国際大会に合わせて審議会を開催(ボストン大会)
- 1954年: 2年ごとに開催(偶数年で開催)
- 1972年: **正式な立法機関となる**  
(立法機関を規定審議会に一本化)
- 1974年: 3年に一度開催
- 1977年: 国際大会とは別に開催 **時期と場所は理事会が決定**
- 1983年: 単独審議会として、米国以外で開催(モナコ等)
- 2001年: 電子投票機器のためRI本部の近隣地域に固定化
- 2016年: **決議審議会**を分離 **[毎年]**

5

## 審議会 Council

審議会は、**ロータリーの組織運営にクラブの声を反映させる機会**です。

**規定審議会 Council on Legislation (COL)**

**決議審議会 Council on Resolutions (COR)**

6

### 規定審議会とは (COL: Council on Legislation)

- ・ロータリーにおける**唯一の立法機関**
- ・立法案とは

#### 制定案

RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款の改正を目的とする案件

#### 見解表明案

RIの見解を表明しようとするものであり、RI理事会のみが提出できます。

7

### 決議審議会 (COR: Council on Resolutions)

毎年オンラインで開催され、決議案への投票が行われます。

#### 決議案

決議案とは、組織規定文書に記載されている事柄の範囲外で、RI理事会またはロータリー財団管理委員会による決定を求めるものです。

また、**決議案は、地域のまたは運営的な事柄に関するものより、ロータリー世界に影響を与えるものが理想**とされます。

**緊急制定案** 8.050. 決議審議会で審議される制定案 (19-96:理事会提案)

決議審議会は、規定審議会の特別会合として、**理事会が緊急性があると判断し**、正規の手続で提出した制定案を審議し、決定を行う。

8

### 理事会への請願書 [petiʃən] Petitions to the Board

理事会による検討のために個々のロータリークラブより請願書により提出される。

**請願書は、特定の事柄に関する決定を要請する、理事会への要請である。理事会に対する請願書はクラブが提出するか、または地区大会の結果として提出できる。**

請願書の意図を、RI会長、理事会、または事務総長に宛てた書簡において明確に説明すべきである。

クラブが提出する請願書は、決議案または書簡の形式で提出できる。このような請願書には、クラブ会長の署名が必要である

9

### 審議会の開催

- ・ **規定審議会** — **3年ごとに開催**

2022年規定審議会 2022年4月シカゴでin-person  
(4月10日～14日) **ハイブリッド**

- ・ **決議審議会** — **オンラインで毎年開催**

2021年決議審議会  
2021年10月15日から11月15日まで  
11月20日結果発表

10

### 審議会のサイクル … 3年サイクル

- ✓ 1年目: 代表議員の選出
- ✓ 2年目: COLへの立法案提出
- ✓ 3年目: **規定審議会**が開催

**決議審議会はこのサイクルの中で毎年開催される**

11

### 審議会代表議員

- ◆ 各地区は、**2020年7月1日～2023年6月30日**までの任期を務める、決議審議会と規定審議会の代表議員1名を選出します。

この代表議員は、以下の審議会地区を代表  
**[COL開催の2年前の6月末までに選出]**

- ・ 2020年、2021年、2022年決議審議会
- ・ 2022年規定審議会

**代表議員の80%は初めての参加者**

12

2650地区の代表議員	
代表議員	任 期
2004年 宮崎茂和PDG	2002年7月1日～2005年6月30日
2007年 宮崎茂和PDG	2005年7月1日～2008年6月30日
2010年 橋本長平PDG	2008年7月1日～2011年6月30日
2013年 橋本長平PDG	2011年7月1日～2014年6月30日
2016年 坂本克也PDG	2014年7月1日～2017年6月30日
2019年 坂本克也PDG	2017年7月1日～2020年6月30日
2022年 刀根荘兵衛	2020年7月1日～2023年6月30日

13

## 2022年規定審議会の概要

シカゴ時間 4月10日から14日まで  
Hyatt Regency Chicago

14



15



16

### 2022年規定審議会は史上初ハイブリッド

世界 522名	直接参加 324名	バーチャル 198名
日本 34名	直接参加 9名	バーチャル 25名

17



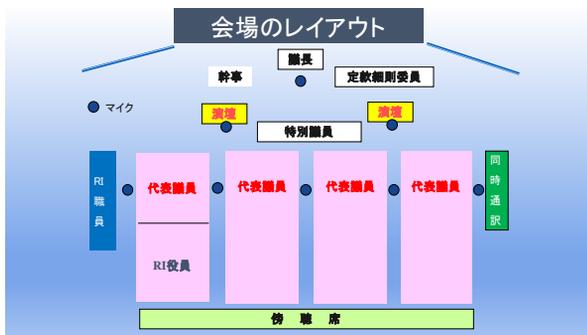
18



19



20



21



22

23

### 立法案の審議

- 提案の発言時間・3分
- 賛成・反対動議発言・2分

賛成 ■

反対 ■

(優先動議) ■

(終了動議)   

24



25



26

2022年規定審議会 立法案		
順位	国および地域	提案数
1	日本	26
2	ブラジル	14
3	RI理事会	13(11)
4	米国	10(7)
5	インド	9(8)
6	台湾	7
7	スウェーデン	6
8	カナダ	5
9	ノルウェー	4
9	オーストラリア	4
11	韓国	2
11	フランス	2
11	スイス	2

**制定案数 94件 ⇒ 88件**

- RI理事会提出制定案 13件 (14.1%)
- 2022年2月理事会で2件 撤回

理事会提案数	
2022年	13件(11件)
2019年	26件
2016年	18件
2013年	13件
2010年	8件
2007年	22件

- 日本からの制定案 26件 (29.5%)
- 13地区 2019年COLと同数

27

	提案数	採択数	採択率	備考
1 日本	26	7	26.9	重複5件
2 ブラジル	14	2	14.3	重複4件
3 RI理事会	13	11	100	重複1件
4 米国	10	3	42.9	重複1件
5 インド	9	1	12.5	
6 台湾	8	1	12.5	重複2件
7 ノルウェー	4	1	25.0	重複1件
7 オーストラリア	4	0	0	重複2件
7 カナダ	4	2	50.0	重複1件
10 スウェーデン	3	0	0	
11 フランス	2	0	0	
11 スイス	2	0	0	
11 韓国	2	1	50.0	
11 ドイツ	2	1	50.0	重複1件
11 タイ	2	0	0	重複1件
10 RIBI	1	1	100	
10 アイルランド	1	0	0	
10 ベルギー	1	0	0	
10 チリ	1	0	0	重複1件
10 アルゼンチン	1	0	0	重複1件
10 スペイン	1	0	0	重複1件
10 リトアニア	1	0	0	重複1件
10 イタリア	1	0	0	重複1件
10 デンマーク	1	0	0	重複1件
合計	94	88	29	32.95

77件 18件採択 (23.4%)

28

分野	全体	日本	RI	採択数
クラブ運営	9	5	0	1
クラブ例会と出席	10	7	0	3
会員	6	0	0	4
専任部門・行動規範	6	1	0	1
ロータークエスト	3	0	1	1
国際ロータリー (役員・選挙)	7	0	3	3
国際ロータリー (一般)	4	0	1	2
国際ロータリー (雑誌)	2	1	0	0
国際ロータリー (クラブ)	2	0	0	1
国際ロータリー (委員会)	4	0	1	1
国際ロータリー (会報)	1	0	0	0
国際ロータリー (管理運営)	3	3	0	0
国際ロータリー (財務)	4	0	1	3
ロータリー財団	1	0	0	0
人頭分担金	6	1	1	1
審議会 (専任手続・会報・代表議員)	12	6	1	4
審議会 (その他)	2	1	1	2
地区運営	6	1	1	2
合計	88	26	10	29

日本が56%  
日本が70%  
事務総長関連3件  
日本が50%

29

2022年規定審議会 日本からの立法案			
地区名	提出件数	採択件数	
2680	4 (1)	1	
2840	4 (2)	1	
2650	4 (2)	1	
2660	3	0	
2730	3	0	
2790	3 (2)	2	
2570	2	0	
2760	2	0	
2780	2	2	
2580	1	1	
2590	1 (1)	0	
2640	1 (1)	0	
2740	1 (1)	0	
13地区	26件	7	(重複除く)

項目	件数	地区
クラブ管理	5件	5地区
RI 雑誌	1件	1地区
RI 運営	3件	4地区
人頭分担金	1件	1地区
審議会 会議前手続	5件	6地区
審議会 会議と代表議員	1件	1地区
審議会 その他	1件	1地区
専任部門、目的、行動規範	1件	1地区
クラブ例会と出席	7件	9地区

13地区で26件の制定案 (重複込みで30件)

30

## 審議会の統計

	2007年	2010年	2013年	2018年	2019年	2022年
審議会に回付された立法案数	357	220	200	181	117	94
制定案	174	128	151	117	116	94(88)
決議案	183	92	49	64		
見解表明案					1	
採択立法案数	97	66	59	61	47	29
制定案	59	47	53	47	46	29
決議案	38	19	6	14		
見解表明案					1	

31

	立法案	制定案	見解表明案	決議案	採択立法案	採択制定案	採択決議案	採択見解表明案	日本国債	日本国債	日本国債	日本国債
2022年	94	94	0	—	29	29	—	—	26	—	7	—
2019年	117	116	1	—	47	47	—	1	25	—	6	—
2016年	181	117	—	64	61	47	14	—	17	9	6	5
2013年	173	142	—	31	59	53	6	—	14	6	4	3
2010年	220	128	—	92	66	47	19	—	10	14	1	2
2007年	337	167	—	170	97	59	38	—	17	7	3	3
2004年	476	250	—	226	100	50	50	—	6	8	2	2
2001年	681	388	—	243	98	55	43	—	11	22	1	3
1998年	196	196	—	87	54	38	16	—	—	—	—	—
1995年	196	159	—	37	31	22	9	—	—	—	—	—
1992年	342	272	—	70	58	49	9	—	—	—	—	—
1989年	179	133	—	46	41	31	10	—	1	1	1	—
1986年	255	192	—	63	69	54	15	—	0	0	0	0
1983年	198	169	—	29	46	36	10	—	5	1	—	—
1980年	123	107	—	16	46	38	8	—	8	0	—	0
1977年	116	98	—	18	37	29	8	—	4	0	1	0
1974年	80	60	—	20	25	19	6	—	—	—	—	—
1972年	83	70	—	13	20	15	5	—	—	—	—	—

32

## クラブ運営に影響を与える採択案

33

## 1. 会員身分にDEIを強調する

RI細則を次のように変更する。

## 第4条 クラブの会員身分

## 4.070. 会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、**公平さ**、**インクルージョン**を推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RIにいつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくはRI定款または細則により明白に認められていない入会の条件を課することはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力はもたない。

34

## 2. 会員の所在地域の要件を撤廃する

国際ロータリー定款を次のように改正する。

## 第5条 会員

## 第2節 - クラブの構成。

(a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および/または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および/または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。本記に加え、以上のいずれの場合も、**その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同課員がクラブ身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。**

35

## 2. 会員の所在地域の要件を撤廃する

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

## 第13条 会員身分の存続

## 第2節 - 自動的終結。

(a) **例外。** 会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は

- (1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、
- (2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってももらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。

(b) **(a) 再入会。** 瑕疵なき会員の会員身分が本節 (a) 項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。

36

**(趣旨及び効果)**

本制定案は、会員が事業場または住居を所属クラブの所在地域内もしくはその周辺地域に有する要件を撤廃し、RIの定款ならびに標準ロータリークラブ定款をRIの他の組織規定、さらにはクラブにおける現在の慣例と整合させるものである。

2002年に世界初のオンラインのみのロータリークラブが正式に創設され、複数の大陸にある国々にいる会員から成っている。以来、ほかにも **ECラブやパスポートクラブが結成され、拡大**している。それらのクラブは、**柔軟性があり、経費が抑えられ、活動に参加しやすくなっており、会員が特定地域に居住もしくは就労していることを要件としていない。**

テクノロジーが発達している今日、あらゆる年齢や背景の人々、特に若い人々、家庭や仕事により時間が限られている人々、あるいは経済的にあまり余裕がない人々に、それぞれが魅力を感じ、それぞれのニーズに合ったロータリークラブに入会するよう勧めるべきである。クラブと入会希望者が価値観と関心事を共有しているのであれば、ロータリークラブが地理的制限を超えて会員を増強することができるようにすべきだ。

37

**3. 正会員が、他のクラブに対して新会員を推薦できる**

国際ロータリー細則を次のように改正する。

**第4条 クラブの会員身分****4.100. 新会員のスポンサー**

会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

38

**4. 衛星クラブの会員はその提唱クラブまたは、衛星クラブの会員とする**

国際ロータリー細則を次のように改正する。

**第1条 定義****10. 衛星クラブ: 潜在的クラブ。**

その会員は、スポンサー**いずれかの**クラブの会員でもある。

**第4条 クラブの会員身分****4.040. 二重会員の禁止**

いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする。

- (a) **当該いずれかの**クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属する。  
(b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する。

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

**第1条 定義****6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本**いずれかの**クラブの会員でもある。****第8条 会員身分**

**第4節 - 衛星クラブの会員。**本クラブの衛星クラブの会員は本**いずれかの**クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RIから加盟が認められるまで続く。

39

**4. 衛星クラブの会員はその提唱クラブまたは、衛星クラブの会員とする****Article 1 Definitions**

**10.Satellite club:** A potential club whose members are also members of **the sponsor a** club.

**【提案者の動議説明】**

- サテライトクラブを作ることは会員増強のための意義ある形となっている。クラブをもっと魅力的な組織とするために、二つ以上のクラブが衛星クラブを作ることができるようにしようと言うことです。
- 共同スポンサー制度によって会員増強できる。
- 本提案はそれを目指している。このことは、違った形でロータリーへの参加を求めている方に、非常に魅力的なものになる。
- 所属クラブを一つに限る要件を撤廃すれば、地域のすべてのロータリアンが、衛星クラブのような新しいタイプのクラブで活動したいと望む新会員を後押しすることができる。

40

**5. クラブ理事会の議事録の公開を会合後、60日から30日に短縮**

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

**第7条 会合****第3節 - 理事会の会合。**

理事会のすべての会合後 **-60-30日**以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

41

**6. 出席規定の免除手続の規定を改正する件**

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

**第10条 出席**

**第5節 - 出席規定の免除。**次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、**理事会が承認した場合これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。**

42

**7. クラブの月次出席報告をガバナーに提出する義務規定を排除(任意)**

**第4条 クラブの会員身分**  
**4.090. 出席報告**  
 各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長に提出するものとする。

2016年ならびに2019年規定審議会は、標準ロータリークラブ定款における出席規定に関し数々の変更を採択した。各クラブはそれぞれの定款ならびに細則において、例外規定で、独自の出席規定を定めることができる。各クラブが特に定めない限り、会員が最低、出席もしくはメイクアップしなければならない例会の割合というものはない。  
 最低月二回以上。例会の開催方法も様々な選択肢がある。  
 ガバナーが望めば、クラブに毎月、出席報告を求めることは依然として可能。

43

**8. ローターアクターをRI委員会委員に指名できる**

**国際ロータリー細則を次のように改正する。**

**第17条 委員会**  
**17.080. 委員会**の委員本節に別段の規定がある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員会および小委員会の委員を任命するものとする。委員会は、委員にローターアクターを含めてもよい。会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名し、すべてのRI委員会の職権上の委員を務めるものとする。

44

**9. ローターアクターがロータリークラブの例会に出席できる**

**国際ロータリー細則を次のように改正する。**

**第4条 クラブの会員身分**  
**4.090. 他クラブへの出席**  
 ロータリアンならびにローターアクターは、他ロータリークラブまたは他ロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できる。ただし、正当な理由で会員身分が終結された会員は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできない。

45

**10. 理事会は地区に提訴したクラブを加盟停止または終結できる**

**国際ロータリー細則を次のように改正する。**

**第3条 RI脱会、加盟停止、または加盟の終結**  
**3.020. 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結**  
**3.020.1. 加盟停止または終結**  
 理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。  
 (c) 組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、**RIまたはTRF、または地区**(理事、管理委員、役員、代理人、職員を含む)を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした。または、そのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした会員またはローターアクターを有している。

46

**11. 人頭分担金の値上げ**

22-46	人頭分担金を増額する件 (RI理事会)	2023-24年度半年ごとに米賃36ドル50セント、2024-25年度半年ごとに米賃37ドル50セント、2025-26年度とそれ以降には半年ごとに米賃38ドル50セントへ増額する。 <b>(修正動議)</b> 2023-24年度には半年ごとに米賃37ドル50セント、2024-25年度には半年ごとに米賃39ドル25セント、2025-26年度に半年ごとに米賃41ドル。 23-24: 4\$, 24-25: 2\$, 25-26: 3.5\$値上げ	R細則18.030.1
	<b>修正動議</b>	<b>採択 285:205</b>	
		22-23年度 71ドル 24-25年度 78.5ドル	23-24年度 75ドル 25-26年度 82ドル

47



48

2019年 規定審議会		2022年 規定審議会	
<b>会員数</b>			
2019年度半期 120.6万人	2022年度半期 134.8万人		
<b>人頭分担金</b>			
2019年度半期146ドル 12.10% (平均146ドル) 2019年度半期146ドル 12.10% (平均146ドル)	2022年度半期158ドル 12.10% (平均158ドル) 2022年度半期158ドル 12.10% (平均158ドル)		
<b>年次投資収益</b>			
2019年度半期 3.75%	2022年度半期 3.1%	2020年度半期 3.0%	2021年度半期 3.1%

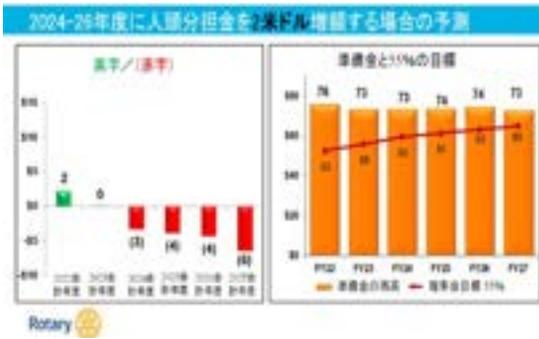
  

インフレ率(年率)	
3.00%	3.00%
資本支出	
2019年度半期 5,900万米ドル	2022年度半期 4,900万米ドル
減価償却	
2019年度半期 5,200万米ドル	2022年度半期 6,000万米ドル

49



50



51



52



53

11. 人頭分担金の値上げ		
22-46 人頭分担金を増額する件 (R理事会)	2023-24年度半年ごとに米賃36ドル50セント、2024-25年度半年ごとに米賃37ドル50セント、2024-26年度とそれ以降には半年ごとに米賃38ドル50セントへ増額する。 <b>(修正助議)</b> 2023-24年度には半年ごとに米賃37ドル50セント、2024-25年度には半年ごとに米賃38ドル25セント、2025-26年度に半年ごとに米賃41ドル。 23-24: 4\$、24-25,25-26: 3.5\$値上げ	R報酬 18,030.1
<b>修正助議</b>	2023-24年度には半年ごとに米賃37ドル50セント、2024-25年度には半年ごとに米賃38ドル25セント、2025-26年度に半年ごとに米賃41ドル。 23-24: 4\$、24-25,25-26: 3.5\$値上げ	<b>採択 285:205</b>
	22-23年度 71ドル 24-25年度 78.5ドル	23-24年度 75ドル 25-26年度 82ドル

54

その他の人頭分担金関係提案

22-47	40歳未満の会員に対する人頭分担金を改正 第2730地区（日本）	40歳未満のロータリークラブ会員の人頭分担金は、ロータリークラブ会員の額に準ずる（8ドル）	R細則18.030.1 否決 68：410
22-48	人頭分担金を2022-23年度の額に据え置く件 （ブラジル）	2023-24年度、2024-25年度、2025-26年度の人頭分担金は半年ごとに米貨35ドル50セントに据え置く	R細則18.030.1 撤回
22-49	最低10名会員の分の人頭分担金を支払うことをクラブとロータリークラブに義務付ける件 （インド）	クラブもしくはロータリークラブの会員数が10名に満たない場合は、仮に会員数が10名である場合に支払うであろう金額と同額を支払う	R細則3.020. R細則18.030.3 否決 154：323
22-50	クラブ報告および会費支払いの期日を改正する件 （インド）	新会長、幹事の負担を減少させるため、クラブ報告および会費支払いの期日を7月1日から7月10日に変更する	R細則18.020. R細則18.040. 否決 158：321
22-51	人頭分担金を月払いとする件 （ブラジル）	RCおよびRACにおける人頭分担金を同額とし、さらにその支払いを月払とし、2023-24年度とそれ以降には月ごとに米貨5ドル92セントとする。	R定数11 R細則18.030.1 R細則18.040. 否決 28：443

55

12. 地区提案の制定案と決議案の提案手続の変更

第7条 規定審議会

7.020. 立法案の提案者

制定案は、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、または理事会が提案できる。理事会のみが見解表明案を提案できる。理事会は、TRF管理委員会の事前の承諾なしには、TRFに関連する立法案を提出しないものとする。

7.030. クラブおよび地区提出の立法案をの地区で承認

クラブおよび地区が提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべてのクラブ投票は、第12.050.節の手続きにできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1回の規定審議会につき5件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。

56

13. 毎年の決議審議会が採択された決議案の理事会検討結果を公表

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第10条 規定審議会

第6節 - 採択決議案

理事会は、決議審議会が終了してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとする。

旧規定では「理事会は、規定審議会が終了してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとする」と定められていた。（2650地区提案 2007年COL）  
しかし、この規定は2016年度の決議審議会の新設により削除された。それを復活。

57

14. クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件

22-71	クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件 （R理事会） （オーストラリア）  修正動議	6000以下のクラブを含み、期間を6年以内とした、理事会が適切とみなす監督を伴う試験的プロジェクトを実施  （修正） RIBIとオーストラリア・ニュージーランドを含むゾーン8内に試験的なガバナンスプロジェクトを実施する	R定数8   R細則14.020
-------	--	--	---------------------------

採択 324 : 150

58

第14条 管理上の集団と管理上の地域単位

14.030. 試験プロジェクトを通じた監督

理事会は、影響を受けるすべての地区から承認を得ることを条件に、クラブを監督する方法として試験プロジェクトを創設できる。

RIBI内および／またはオーストラリアまたはニュージーランドを含むゾーン内にあるクラブのみを、試験プロジェクトに含むことができる。理事会は、下記のセクションに沿っていないこのような地区を対象としたガバナンスの規則と手続きを決定できる。

- (a) 7.020.および 7.030.（立法案の提案と承認）；
- (b) 8.030.および 8.040.（決議案の提案と承認）；
- (c) 15.020. - 15.060.（地区会合と地区資金）；および
- (d) 16.030.（ガバナーの任務）

59

ロータリー未来形成 SRF  
（RI試験的地区）

地区を廃止、新たなフラットな中間管理組織

60



61

現在のRIの課題

- 会員数の減少
  - 2019-20年度 16万5千人が退会
  - 2020-21年度 13万8千人が退会
  - この10年間で累計130万人が退会
  - 52%3年未満退会
- 若い会員が入会しない
- 女性会員少ない
  - 1987年女性の入会承認から34年経過
  - 世界全体の女性の割合は24%
- リーダーの負担増
  - 多くの責務、コスト、期待、出張

62

ロータリー未来形成の目的

クラブや会員を支援する新たな管理構造

- ロータリーのヒエラルキー構造廃止・フラット化
- 若い会員・女性会員がすぐに指導的な立場で活躍

結果的に

- 会員増強(若い会員・女性会員)
- クラブの活性化
- 多様性の促進

63

そのための手段として(キーワード)

- 1) 地域化
- 2) 簡素化
- 3) 複数年化

64

リージョン(地域)について

地域化

- ① 地理的Geographicな視点
- ② 文化の観点(言語、芸術、教育、政治等)
- ③ ロータリーの文化の観点  
(伝統的なクラブの存在、TRFの寄付文化、年功序列など)

上記の3つの観点から、世界20から40の地域に分ける。  
日本の場合、上記3つの観点からすると1地域、会員数からは2地域となる

地域カOUNSルの権限

- ① TRF補助金の配分に決定権を持つ
- ② 規定審議会に地域を代表して出席し、投票する
- ③ セクションの管理  
等が考えられる。今後、地域化ワーキンググループで検討。

65

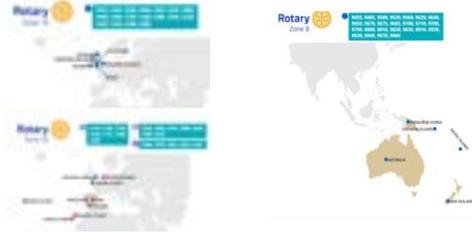


66

パイロット地域

2022年3月には、2地域に変更

.... RIBIとオーストラリア(ゾーン8)



67

第 14条 管理上の集団と管理上の地域単位の提案理由

本制定案の目的は、理事会がローター世界二つの地域における試験的取り組みを支援できるようにすることである。この取り組みは、以下の二つの地域の既存のクラブ、ロータリアン、ローターアクターを支援する革新的方法に焦点を当てて。

- 1) グレートブリテンおよびアイルランド RIBI
- 2) 第8ゾーンとして特定されているゾーンの一部である、ニュージーランド、オーストラリア、特定の太平洋諸国

ローター世界のほかの地域は、この試験的プログラムの一部とはならない。  
また、この試験的取り組みはいかなる形でもクラブ構成に影響を及ぼすものではなく、より地域的な支援と地域的なガバナンス構成を導入するための新たな方法を試すこととなる。

いずれの地域も、試験的取り組みへの参加に関心を示している。これら二つの地域では、過去10年間に会員数が大幅に減少した。クラブの平均年齢も大きく減少しているほか、会員の平均年齢は上昇し、これらの地域の地区の全体的な健全性が脅かされている。何も行動を起こさないことの代償は大きくなる。

本制定案は、社会が変化するペースと、テクノロジーが私たちの生活に与える影響の増加に対応していくための取り組みである。現在、世界的な組織は、より柔軟に動き、リーダー層と草の根とがより直接的なつながりを持つよう、そのほとんどが組織構造の階層を大きく減らしている。しかし、ローターへの構造は、長年の間にボランティアの階層と役割が増えた結果、序列構造に陥らなくなってしまっている。

本制定案では、効率性を高め、会員へ提供するプログラム、提供物、ツールを地域化し、会員のリーダー層をより管理しやすく、実行しやすいものとするための新たな方法を模索する新たなモデルを試すこととなる。

68

15. 奉仕の第三部門に「積極的平和を目指す」を追加する

標準ロータークラブ定款を次のように改正する。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

- 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、**地域社会における積極的平和\*を目指すことにより**、クラブの所在地または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

「積極的平和」【提案者による説明】

積極的平和とは、しっかり機能している政府、資源が公平に分けられていること、近隣との良い関係、人的資本が非常に優れていることなど、以前からローターが歓迎すべきものであると考えている概念。一言で言えば、世界人類のためにということ。

否決あるいは撤回されたが注目すべき提案

69

70

ローターアクトの年齢制限

22-16	ローターアクターの年齢制限を設ける件 (台湾)	18~40歳のローターアクターにより構成されるものとする	R定款5 R細則4	R 183 : 292
22-17	ローターアクターの年齢制限を設ける件 (インド)	30歳以下の若い成人により構成されるものとする	R細則4	R 212 : 268

2001年、2004年、2007年、2010年、2013年、2016年COL年齢制限否決

2019年COLでローターアクト年齢制限が撤廃

71

撤回されたRI理事会提案

22-25	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 (RI理事会)	ガバナーノミニーの資格条件を、少なくとも5年以上ロータリアンであること、またはそれと同等のリーダーとしての経験を積んでいるものとする	R細則 16, 010, 16, 020.	2022年2月理事会取り下げ
22-63	ローターアクトクラブが立法案と決議案を提案し、ローターアクターが投票権を有する審議会議員となることを許可する件 (RI理事会)	ローターアクトクラブが規定審議会に立法案を提出することを認めることである。さらに、審議会においてローターアクターたちを代表するために、34人のローターアクターが投票権をもつローターアクト議員となる。	R細則7, 020, R細則7, 090, R細則8, 030, R細則8, 040, R細則9.	2022年2月理事会取り下げ

72

ロータリー雑誌				
22-34	機関雑誌において全会員に電子版を、希望者に印刷版も提供することを規定する件 (ブラジル、チリ)	会員は機関雑誌を電子版で受領し、さらに印刷版も受領することを選択できる	R細則 21.020.	R 206 : 287
22-35	雑誌購読を任意とする件 第2660地区 (日本) (ブラジル、アルゼンチン、スペイン)	「環境の保護」の観点から、機関雑誌の購読者となることを選択できる	R細則 21.020.	R 119 : 369

73

国際ロータリー事務総長関係				
22-44	事務総長の任期を2期までとする件 第2590地区・第2840地区 (日本) (台湾)	事務総長は一度に限り再選されることができない	R細則6.040.	R 173 : 304
22-45	事務総長の任期を4年とし2期までに限る件 第2640地区、第2650地区 (日本)	事務総長の任期は2期8年を超えてはならない	R細則6.040.	R 142 : 338
22-93	事務総長の資格要件と報酬上限を規定する件 第2650地区 (日本)	事務総長はガバナー経験者、あるいはそれに準ずる経験を持つが、理事会が認めた者とし、更に、事務総長の年間報酬上限はUS\$400,000以内とする。	R細則6.050. R1細則6.100	R 135 : 336
<b>【2019～20年度】</b> RI事務総長 報酬額 588,436米ドル LC国際協会事務総長 183,433米ドル 国連事務総長 325,726米ドル 米国大統領 400,000米ドル 米国最高裁判所長官 267,000米ドル RIウェブサイト公開されているRI確定申告書により (ライオンズクラブ国際協会 ムーア氏)				

74

## 22-93 「事務総長の資格と報酬制限を定める件」への賛成意見

## 第2590 地区による支持の声明

事務総長の候補者の要件として、地区ガバナーを務めたこととするのは妥当である。このため、現事務総長の経歴を開示するようRIに求める。400,000米ドル未満の年間報酬は妥当である。事務総長の報酬は、いかなる付帯給付金も含めて、RIの財務諸表に詳細に報告し、それが400,000米ドル未満であることを明確に示す必要がある。

## 第4652 地区による支持の声明

第4652地区は、RI事務総長の給与に40万米ドルの上限を設ける制案22-93を心から支持する。また、この役割には、ロータリー会員が考慮されるべきであることを強調し、管理委員または理事としての経験を積んでいる方が望ましいと考え、ポランティア団体としてのロータリーが、CEOまたは事務総長を務めるプロフェッショナルのために極めて高額な金額を支払うことは、正当ではなく、容認できるものではない。CEOは実際は会長となるべきである。会長がロータリーでなければならぬのと同じように、事務総長の役割は、ロータリーのさまざまな側面を十分に経験した会員のみが務めるべきである。

## 第4700 地区による支持の声明

私たちは、ロータリーが人道支援活動に専念する非営利団体であり、その財源は会員からの寄付から得られていることを考慮し、RIの経費はその規模と目的に適合した水準に維持されるべきであることを理解している。国連事務総長の報酬との比較は適時かつ重要である。国連は、ロータリーよりも無限に規模が大きく、より複雑な組織であるが、事務総長の報酬はロータリーの最高幹部に支払われる報酬よりも低い。RIの事務総長に報告する約600名職員の数、また総収入を考えると、ロータリーは中規模組織と言える。ロータリーは高度な技術で運営されているわけではなく、その運営は官能的であり、複雑さも低い。従って、私たちはロータリーのマネージャーの報酬がこのような基準に適合する必要があると理解している。

75

## RI 理事会による反対の声明

- 22-44 「事務総長の任期を2期までとする件」
- 22-45 「事務総長の任期を4年とし2期までに限る件」
- 22-93 「事務総長の資格と報酬制限を定める件」

これらの制案は、国際ロータリー事務総長の雇用条件に関する制案をRI細則に挿入するものである。一度細則に盛り込まれると、これらの条件は、将来の審議会によって改正されるまで変更できなくなる。

事務総長の任務 事務総長はロータリーの最高経営責任者(CEO)としての役割を果たす。その任務には、ロータリー職員および七つの国際事務局を監督すること、RI理事会とロータリー財団管理委員会および委員会と協力すること、世界各地での研修やその他の行事においてロータリーの代表を務めかつロータリーを推進すること、ロータリー財団のために資金を調達することなどが含まれる。理事会の役割は、RI関連の事件を指示・管理することであり、これには事務総長の監督も含まれる。こうした責任の一環として、理事会は、事務総長の募集、雇用、監督、報酬供与、および適切であれば解雇を行う。事務総長の業績は、理事会によって毎年審査される。

国際的な慣習 世界的に、CEOの雇用条件は取締役会/理事会に委ねるのが一般的な企業慣行である。その理由は、CEOの業務を監督するのにも最も適した立場にあるのが取締役会/理事会だからである。国連事務総長もこれに含まれる。国連憲章は、事務総長の任期を制限していない。ロータリーも同じであるべきである。

成功した過去の事務総長の任期 これまでにロータリーで最も大きなインパクトを残した効果的な事務総長は、10年を超える任期を務め、かつ2期を超える任期を務めたが、これは特に驚くことではない。これには、チェスリー・ペリー氏、ジョージ・ミンズ氏、エドワード氏、そして現事務総長であるジョン・ヒューズ氏が含まれる。各氏はいずれも長期にわたる複数任期を務め、その間にロータリーの形に極めて重要な役割を果たした。

77

## 22-93 事務総長の報酬上限の設定への賛成意見

## Caneta ロータリークラブ(第4670地区)による支持の声明

上記のCaneta ロータリークラブは、国際ロータリー事務総長の給与を制限することを提案する制案22-93を支持する。世界的な財政状況を考慮して、ロータリーは節約のために取り組み、それを提案し、RIの支出を制限しているというニーズを無視することはできない。従って、事務総長の給与を公平な金額で制限するというのは妥当だと思う。提案されている年間40万ドルという上限は、国連事務総長の現在の報酬額に基づいている。

## Chapeco-Centro ロータリークラブ(第4740地区)による支持の声明

22-93「事務総長の資格と報酬制限を定める件」規定審議会で事務総長の給与の上限を審議するこの提案を支持する。

## 第6540 地区によるコメント

事務総長の給与の上限を国連事務総長の給与と一致させるべきかどうか定かたではない。現時点でのロータリー事務総長の給与は、国連事務総長の給与よりも高額であると認識している。両者が受領している報酬の全体を理解しない限り、十分な情報に基づいたコメントをすることは困難である。

76

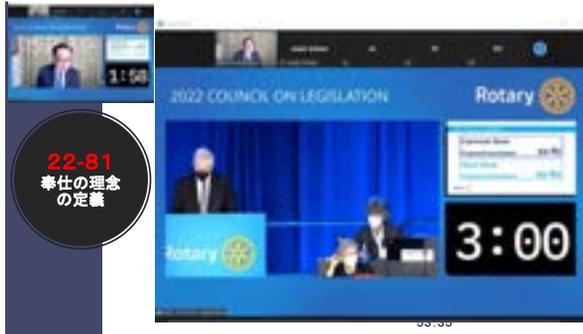
柔軟性の減少:これまで理事会は、初回の任期をより短くして事務総長を雇用してきた。この慣行により、理事会は、より長い任期へと雇用を延長するのに先立ち、事務総長の効果を柔軟に観察できる。しかし、事務総長の任期が2期に限定された場合、理事会は、事務総長の在任期間を非常に短いものに制限することなく、この重要な管理慣行を用いることができなくなる。

また、事務総長の2期目が終わった時点で、新しい事務総長の選出に問題が生じるといった予期せぬ事態が起きた場合(世界的なパンデミックなど)には、どうなるのか、入念な選出プロセスが実行不可能な場合、理事会は、任意的に臨時の事務総長の採用または新しい事務総長の迅速な採用を余儀なくされる。

有資格候補者の人材を制限する可能性 制案22-93は、事務総長が地区ガバナー経験者であるべきだと規定し、さらに事務総長が実行することのできる報酬も制限するものである。空席となった時点で、この役割への就任に関心をもち、イベントなどに移行する意思があり、事務総長となるのに最も適格なバスターナーの数は限られる可能性がある。理事がバスターナーを選出するよう制限することで、理事会が優れた資格を持つ候補者を検討できる可能性が妨げられる。

最後に、理事会は、その時々々の市況と適切な報酬水準を最もよく理解する立場にあり、報酬の上限を細則で規定することは、RI理事会が優れた資格を持つ候補者を採用・維持する能力に重大な影響を与えないことになる。

78



79

クラブの出席とメイクアップ			
22-88	クラブ細則において出席規定の例外を規定することを禁ずる件 (インド)	例会出席規定を弱めると会員による参加がほとんどなくなる状況につながる可能性があるため、出席と会員身分の存続に関する例外規定を削除する	標準10 R 標準13 67 : 405
22-89	クラブ細則に出席規定の例外を定めることを禁じ、メイクアップの期限を改正する件 第2730地区 (日本)	メイクアップ期限を欠席する例会の前後14日間以内とするとともに、第7節の出席の例外規定を削除する。	標準10 R 47 : 425
22-90	例会欠席のメイクアップの期限を改正する件 第2740地区・第2790地区 (日本)	メイクアップの期限を、欠席する例会の前後14日間にする。	標準10 R カード
22-91	例会欠席のメイクアップの期限を改正する件 第2760地区 (日本)	メイクアップ期限を、同じ年度の各半期とする。	標準10 W

80

2650地区の成果			
22-45	事務総長の任期を4年とし2期までに限る件 2640地区、2650地区 (日本)	事務総長の任期は2期8年を越えてはならない	R 142 : 338
22-81	標準ロータリークラブ定款に奉仕の理念を加える件 2650地区 (日本)	奉仕の理念とは人に対する善意と思いやりの心を自己の生活全般に適用し、行動することであるという奉仕理念の定義を新設する。	R 176 : 301
22-93	事務総長の資格要件と報酬上限を規定する件 2650地区 (日本)	事務総長はガバナ―経験者、あるいはそれに準ずる経験を持つか、理事会が認めた者とし、更に、事務総長の年間報酬上限はUS\$400,000以内とする。	R 135 : 336
22-95	出席報告の提出義務を撤廃する件 2650地区、2790地区、6780地区 (米国)	事務総長への各クラブ出席報告の提出義務を削除する	A 319 : 182
			<b>1勝3敗 25%</b>

81



82

標準ロータリークラブ定款の変更点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7月1日から新しい標準ロータリークラブ定款を採用</li> <li>● 暫定版標準ロータリークラブ定款を参照して下さい</li> <li>● 主な改正点は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 衛星クラブの定義</li> <li>② 積極的平和を目指すことを追加</li> <li>③ クラブ理事会議事録公表の期限30日に短縮</li> <li>④ 出席免除会員資格条件の緩和</li> <li>⑤ 会員の所在地制限の撤廃</li> </ul> </li> </ul>	

83



84

### 規定審議会終了後の流れ

- 結果報告・閉会10日以内・当日HP上で公開
- 報告書送付・閉会2ヶ月以内
- 反対投票締め切り・報告書送付より2ヶ月以内  
反対投票が5%未満・・・7月1日より発効  
反対投票が5%以上・・・効力の一時停止
- 全クラブによる郵便投票  
反対投票が半数未満・・・効力復活  
反対投票が過半数・・・無効確定

2022年手続要覧で最終確認

85

### 規定審議会終了後

- 規定審議会で決まったことは**7月1日より有効**
- 日本語訳が出なくても**英語で対応(英語が正文)**
- 定款はそのまま使用。(名称と所在地のみ)  
2022年末に日本語の手続要覧
- 細則の見直し。  
(定足数を満たした例会で3分の2の賛成)
- 特に、例外規定の対応

86

### 2016年規定審議会後の柔軟性の導入

#### 第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節(例会)、第12条(出席)、第15条第4節(終結)に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

#### 第9条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第10条第2節と4～8節(会員身分)に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

87

### 2019年規定審議会 標準ロータリークラブ定款

#### 第10条 出席

##### 第1節 一般規定。例会の前後14日間、同年度内。

- 例会時間の少なくとも60パーセント出席
- 次のような方法で欠席をメイクアップする

##### 第2節 遠方での勤務中の長期の欠席

##### 第3節 その他のロータリー活動による欠席

##### 第4節 RI 役員の欠席

##### 第5節 出席規定の免除

##### 第6節 出席の記録

##### 第7節 例外。

細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

88

### クラブ細則の一例

#### 第〇〇条 出席に関する例外規定

標準ロータリークラブ定款第10条出席に関する規定にかかわらず、当クラブの出席規定を下記のように定める。

##### 第1節 欠席によるメイクアップの方法

(メイクアップのやり方の変更があれば)

##### 第2節 転勤による長期の欠席

##### 第3節 出席規定の免除

(病欠欠席、ロータリー歴と年齢の合計が85以上などの規定)

##### 第4節 出席の記録

(出席率の計算方法を定める)

89

### 2022年の規定審議会結果

- 柔軟性は、もう戻りしない  
例会出席よりも奉仕活動の参加(奉仕プロジェクト重視)

- 出席規定はクラブ細則で自由に決める

そもそも出席100%表彰はクラブが行うもの

例会出席100%は自分への挑戦!

堀場PDG

90

**出席規定の歴史**

- 1917：出席競争開始
- 1921：**60%出席規定制定**。(半年60パーセント未満の会員の会員身分を終結)
- 1922：**メークアップ制度を含む出席規定制定**。  
出席競争規定制定。会員数のグループ別による競争を促す。
- 1967：**地区出席競争制定**。(District Attendance Contests)  
地区内のクラブ間に出席競争を行わせ、月信においてその結果を公表。
- 1980：RA、IAでMU可。半期間に所属クラブ30%以上の出席。出席競争規定廃止。
- 1995：**メークアップ期間の延長。例会の前後14日間以内**
- 1998：理事会承認の奉仕プロジェクトがメークアップ。
- 2001：理事会が認めた奉仕委員会の活動、理事会出席、クラブ行事がMU。
- 2004：相互参加型のウェブ会合に30分でメークアップ。
- 2007：年度半期ごとに例会出席50%（メークアップも含め）に変更。
- 2016：**出席に関する例外規定（柔軟性の導入）**
- 2019：メークアップを例会の**前後2週間から、同年度内に変更する**。

91

**2022年規定審議会の振り返り**

92

**2022年COL振り返り(感想)**

**RIと日本ロータリーのギャップ**

柔軟性は後戻りしない、官僚主義の浸透（官僚[理事会]絶対主義）  
絶対目標は会員増強、そのツールとしてのDEI、RAC地位向上

**RIの巧みなCOL運営戦略**

用意周到の理事会側の対応（事前説明、動議提案5分）  
女性理事の大活躍  
議長の議事運営（順番変更、再審議、発言者の選択など）  
RI本部が反対する提案への徹底的な準備（意見表明、根回し）

**日本の今後の戦略**

事前の打ち合わせと準備（賛成・反対意見の発言者、発言内容）  
提出案のすりあわせ（日本からの重要制定案）  
ベテランの代表議員（毎会ほぼ80%初参加）

93

**2021-22年度RI理事**



シェカール・メータ 2020-21年度会長 Calcutta- Maharagar ロータリークラブ所属 インド (西ベンガル州)	ジュニアフェー・E. ジョーンズ 2021-22年度副会長E Windsor-Roseland ロータリークラブ カナダ(オンタリオ州)	バレリー・K. ウェイファー 2021-22年度副会長 Collingwood-South Georgian Bay ロータリークラブ カナダ(オンタリオ州)	ビルビ・ホンカラ 2021-22年度副会長 Raaha ロータリークラブ フィンランド	ジョン・ヒューコ 事務局長兼 最高執行責任者 Kyiv ロータリー クラブ所属 ウクライナ
---	---	---	---	--

94

**21-23年度 RI理事**

ジェシー・ハーマン オーストラリア	ウオン・ビョーキム 韓国	ウルス・クルム スイス	マヘッシュ・チャクラバティ インド
ビッキー・ビルリッップ 米蘭	ニコラス・スコット 英国 次年度副会長	アンナ・プラサド インド	フリデオ・セッツェル ベルギー
		エリザベス・ユング 米蘭	

95

**20-22年度 RI理事**

アイチア・ニコシア パリス・パリ ギリシア	スーザン・C. ハウ 米蘭	長野 真志 東京府RC
ビーバー・E. カイル 米蘭	ロジャー・ロール フランス	ゲージン・リウ 台湾

**9名 / 19名  
47%女性理事**

米蘭の理事  
4名中3名女性  
米蘭3、カナダ2、英国1  
7/19/21、8/19/21、9/19/21

96

ご清聴ありがとう  
ございました

97

QUESTIONS

98

### 標準ロータリークラブ定款の変更点

#### 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブ理事会の理事
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は**本いづれかの**クラブの会員でもあ（該当する場合）：る。
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

#### 第8条 会員身分

- 第4節 - 衛星クラブの会員。**本クラブの衛星クラブの会員は**本いづれかの**クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。
- 第5節 - 二重会員の禁止。**いかなる会員も、同時に、  
(a) 本クラブと、**本いづれかの**クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または  
(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

99

### 標準ロータリークラブ定款の変更点

#### 第6条 五大専任部門

- ロータリーの五大専任部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規程である。
1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取ることができる行動に関わるものである。
  2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を實踐していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
  3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、**地域社会における積極的平和を目的として**、クラブの所在地域または行政区内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
  4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、習慣、願望、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、敬重、**積極的平和**を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
  5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、**積極的**世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

100

#### 第7条 会合

- 第3節 - 理事会の会合。**理事会のすべての会合後 **60-90** 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

#### 第10条 出席

- 第5節 - 出席規定の免除。**次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。  
(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 65年以上であり、少なくとも 20年のロータリー歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、**理事会が承認した場合これらの条件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。**

#### 第13条 会員身分の存続

##### 第2節 - 自動的続続。

- (a) **例外 - 一** 会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。  
**ただし -** 会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は  
(1) 会員が本クラブに留まることを許可する、または、  
(2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に留って、出席義務特定の特別免除をらせることができる。
- (b) **(a) 再入会。** 現職なき会員の会員身分が(ア)項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (c) **(a) 名誉会員の会員身分の終結。** 名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

101